

寄附金控除に係る特例申請書を要望された方へ

湯河原町財政課

令和3年寄附分寄附金控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例）の送付について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

また、このたびは、湯河原まちづくり寄附金にお申込みいただき、誠にありがとうございました。

「寄附金控除に係る申告特例申請書」を送付いたしますので、別紙を参照の上、同封してあります封筒で湯河原町役場までご返送いただきますようお願い申し上げます。

湯河原町財政課財政係

ふるさと納税担当

TEL 0465-63-2111（内線 241・242）

別紙

確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限り、寄附金税額控除に係る申告特例申請の対象となります。

※確定申告する方は、申請をしても無効となりますので、ご注意ください。

寄附金税額控除に係る申告特例の申請については、申告特例申請書および本人確認書類を寄附の都度提出することが必要になります。

申告特例申請書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類を返送用封筒に同封して湯河原町役場まで返送をお願いいたします。

※記入漏れがありますと、申請ができない場合がありますのでご注意ください。

本人確認書類の提出については、下記のとおりです。

- ・ 個人番号カードを持っている場合：「個人番号カードの表と裏のコピー」
- ・ 通知カードを持っている場合：「通知カードのコピー」と「身分証のコピー」
- ・ どちらもない場合：「個人番号が記載された住民票のコピー」と「身分証のコピー」

※身分証については、写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようコピーをしてください。

- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書

※個人番号通知カードについては記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致する場合は、マイナンバー（個人番号）を証明する書類として使用可、一致しない場合個人番号通知カードはマイナンバー（個人番号）の証明として利用不可となります。